令和４年度

草加市監査計画

草加市監査委員

令和４年４月１日
監 査 委 員 決 定

令和４年度　草加市監査計画

令和４年度における監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）は、次のとおり実施します。

１　基本方針

草加市の財政状況は、近年、高齢化の進展による自立支援事業や待機児童対策などの社会福祉に関する経費など、継続的なコストの急激な増加に加えて、公債費など枠外経費も増加しつつあり、歳出が非常に大きくなっています。一方で歳入については、自主財源の要である市税において、新型コロナウイルス感染症の影響等により不透明な状況であり、基金の大幅な取り崩しや、市債を最大限に活用せざるをえないという非常に厳しい状況です。

令和４年度の本市は、第四次総合振興計画、第二期基本計画における３つの重点テーマ「持続可能性の向上」「ブランド力の向上」「コミュニティ力の向上」に加え、「コロナ対策」「経済対策」「情報発信」「行政のデジタル化」「災害対策」の５つの柱を軸とした各種事業に重点的に取り組んでいくとしています。また、施政方針においては、福祉、子育て、教育、まちの基盤整備など様々な取組に加え、コロナ禍という難局を乗り越え、社会が大きな変革を迎えるこの時期を、様々な行政課題を克服する絶好の機会と捉え、積極的に行動を起こすとしています。

こうした状況のもと、本年度における監査等は、次の基本方針に基づき実施します。

⑴　地方自治運営の基本を重視

事務の執行及び管理が地方自治法第２条第１４項（住民の福祉の増進、最少の経費で最大の効果）及び同条第１５項（組織及び運営の合理化、規模の適正化）の規定に準拠して処理されているかどうかを基本的な留意事項とします。

⑵　市民目線の取組

適法性に加え、経済性（最少のコストで適切な量及び質で行われているか）、効率性（執行において時間や経費等が効率的に行われているか）、有効性（事務事業が市民にとって有効か、目的に沿って効果を上げているか）を観点として、市民目線に立つことを目指します。

⑶　事前予防の取組

対象部局におけるチェック体制など、事務の仕組みを確認し、適切でない処理の発生を事前に予防することを目指します。また、監査等を行う中で得られた事務の参考となる情報を庁内で共有し、再発防止を促します。

⑷　事後対応の確認及び情報の発信

過去に行った監査等における指摘事項等に対する改善状況について、今年度の監査を実施していく中で確認を行います。また、市民に対し、監査結果などに関する情報をホームページなどで公開します。

⑸　リスクアプローチによる監査及び内部統制への留意

誤り、不備等が発生する可能性が高い事項を事前に把握し、重点的に監査を行うリスクアプローチの手法を取り入れ、効率的かつ効果的な監査を実施します。また、定められた事務処理の手順等を適切に遂行できる体制や仕組み（内部統制）が整っているかどうかにも留意して監査を行います。

２　監査等の実施方針

令和４年度に実施する監査等については、次の方針によることとし、それぞれの具体的な内容は、別途、監査等の実施計画において定めます。また、監査等の実施に当たっては、これまでの監査等で蓄積された情報を活用し、効果的に行います。

⑴　定例監査（地方自治法第１９９条第１項及び第４項）

市の財務に関する事務の執行（予算の執行、収入、支出、契約、出納保管、財産管理等）を対象とし、法令等の規定に基づき適正に処理されているかという適法性の観点を主眼に監査を実施します。また、経済性、効率性及び有効性の観点についても留意します。

⑵　工事監査（地方自治法第１９９条第１項及び第４項）

市が行う工事について、計画、設計、積算及び施工等の各段階において、技術面から当該工事が適正に行われているかという観点を主眼として、経済性、効率性、有効性の観点にも留意します。なお、技術調査等の外部委託を行う場合は、その調査結果を参考に検証します。

⑶　財政援助団体等監査（地方自治法第１９９条第７項）

市が補助金交付等の財政援助を行っている団体等の出納その他の事務の執行を対象として実施します。併せて、所管部の当該団体に対する指導監督が適切に行われているかについても留意します。

ア　財政的援助団体

市が財政的援助を行っている団体について、その事業が財政的援助の目的に沿って適正かつ効果的に執行され、目的を達成しているかを主眼として実施します。

イ　出資団体

市が出資を行っている団体について、その事業が出資の目的に沿って適正かつ効果的に執行され、目的を達成しているかを主眼として実施します。

ウ　公の施設の指定管理者

施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか、協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか、また、管理に係る会計経理が適正に行われているかを主眼として実施します。

⑷　例月出納検査（地方自治法第２３５条の２第１項）

各会計の現金の出納について、毎月の計数の適正性を関係諸帳簿と照合確認するとともに、収入及び支出の基礎となる事務の適法性、妥当性並びに現金保管状況等を検査します。また、必要な場合は、財務に関する事務の執行等についても確認を行い、今後の財務に関する監査の計画及び執行に活用します。

⑸　決算審査（地方自治法第２３３条第２項、地方公営企業法第３０条第２項）

ア　各会計歳入歳出決算審査

各会計の決算計数が適正なものとなっているか確認及び分析をするとともに、予算の執行、資金運用及び財産管理の状況について審査し、意見を付します。なお、主要事業については、事業が適正かつ効果的に実施されているかを留意します。

イ　公営企業会計決算審査

決算計数が適正なものとなっているか確認及び分析をするとともに、経営成績、財政状態及び建設改良事業について審査し、意見を付します。なお、審査に当たっては、経済性の発揮及び公共性の確保がなされているかを主眼として、検討を加えます。

⑹　基金運用状況審査（地方自治法第２４１条第５項）

基金運用状況調書等の計数が適正なものとなっているかを確認するとともに、基金の運用がその設置目的に沿って適正かつ効率的に行われているかを主眼として審査し、意見を付します。

⑺　健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項、同法第２２条第１項）

ア　健全化判断比率審査

健全化判断比率（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）が適正に算定されているかどうかを確認するとともに、その基礎となる計数が正確に計上されているかどうかについても審査し、意見を付します。

イ　資金不足比率審査

資金不足比率が適正に算定されているかどうかを確認するとともに、その基礎となる計数が正確に計上されているかどうかについても審査し、意見を付します。

３　監査等の実施期間、対象部局及び公表時期等

監査等の実施期間、対象部局及び公表時期等は、次の監査等実施予定表のとおりとします。

監査等実施予定表

監査区分	実施期間	対象部局等	公表時期
定例監査	令和４年４月～ 令和４年１２月	上下水道部	令和４年１２月
	令和４年７月～ 令和５年３月	健康福祉部、教育委員会	令和５年３月
工事監査	令和４年４月～ 令和５年３月	対象工事：草加市役所本庁舎建設工事	令和５年３月
財政援助団体等監査	令和４年４月～ 令和４年１２月	アコス株式会社	令和４年１２月
例月出納検査	原則毎月２５日を例日とする。	一般会計・特別会計 水道事業会計 病院事業会計 公共下水道事業会計	令和４年４月から令和５年３月までの各月
各会計歳入歳出決算審査	令和４年７月～ 令和４年８月	一般会計・特別会計	令和４年９月
公営企業会計決算審査	令和４年６月～ 令和４年８月	水道事業会計 病院事業会計 公共下水道事業会計	令和４年９月
基金運用状況審査	令和４年７月～ 令和４年８月	基金	令和４年９月
健全化判断比率審査	令和４年７月～ 令和４年８月	一般会計、特別会計（公営企業会計を含む）、一部事務組合・広域連合、地方公社・第三セクター等	令和４年９月
資金不足比率審査	令和４年６月～ 令和４年８月	水道事業会計、病院事業会計、公共下水道事業会計、新田西部土地区画整理事業特別会計、新田駅西口土地区画整理事業特別会計	令和４年９月

※　監査の執行は、監査執行予定日の７日前までに通知します。
※　審査意見は、市長に提出します。
※　監査結果は、市議会、市長及び関係する行政委員会に提出します。
※　監査等を実施する中で、監査項目が監査対象部局以外に関連する場合には、その部局についても監査対象とします。

４　その他

本計画に定める監査等のほか、本年度において監査を実施する必要が生じた場合は、別途、実施計画を定め、実施するものとします。なお、その場合は、本計画を変更することがあります。